

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、
令和3年4月1日以降に購入、設置した備品類に対して助成します。

申請期間

○令和3年7月15日(木)から12月28日(火)まで

※予算が終了次第、終了となります。

助成対象

○令和3年4月1日から12月28日に購入、設置したもの

○他の市補助金において対象となっていないもの

対象となる備品(例)

- ・空気清浄機
(空気清浄機能付きエアコンも可)
 - ・サーキュレーター(扇風機も可)
 - ・オゾン発生装置
 - ・アクリル板、防護スクリーン
 - ・非接触型体温計
 - ・消耗品※(マスク、消毒液、手袋等)
- ※消耗品のみは不可。

- ・密閉環境を改善するもの
- ・飛沫防止に関するもの
- ・接触を減らすためのもの
- ・各業界団体が作成したガイドラインに基づき、感染防止対策に必要だと認めたもの

以上に該当するものが対象になります。

対面で実際に販売、サービスを提供している店舗、キッチンカー、移動販売車等で利用するための感染症拡大防止の備品が対象です。

※1 対面によらないインターネット販売、サービスを行う事務所および自宅など、対象店舗と関係ない場で利用するための備品は対象外です。

※2 対象業種は群馬県の「ストップコロナ! 対策認定制度」に準拠しています。

対象業種

- ・小売業
- ・宿泊業
- ・飲食サービス業
- ・生活関連サービス業
- ・娯楽業
- ・教育・学習支援業

助成金

- ・ 1 店舗につき 1 回限り
- ・ 備品等の購入費の総額(税抜き価格)
1 / 2 以内(10万円を限度)

助成金の例

例 1 : 領収書の合計が 8 万円 (税抜) の場合
 $8 \text{ 万円} \times 1/2 = 4 \text{ 万円}$



助成金 4 万円

例 2 : 領収書の合計が 26 万円 (税抜) の場合
 $26 \text{ 万円} \times 1/2 = 13 \text{ 万円}$



助成金 10 万円

助成金の要件

○ 市内で経営する店舗(事業所)であること。

(キッチンカー等の場合には、太田市在住者の所有であること。)

○ 申請者は令和 3 年 4 月 1 日から引き続き太田市に在住していること。

(法人の場合には、代表者が太田市に在住であること。)

対象外

- ・ 大企業※
- ・ 大企業である親会社から一定の割合で出資を受け、
大企業の支配下にある者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律
第 2 条第 5 項に該当する店舗
- ・ フランチャイズ店

※大企業とは・・・

資本金の額又は出資の総額が
5 千万円を超え、又は常時使用
する従業員の数が小売業にあつ
ては 50 人を超え、宿泊業、飲
食サービス業、生活関連サービ
ス業、娯楽業、教育、学習支援
業にあつては 100 人を超えたも
のをいいます。

○ 床面積の合計が 300㎡以下であること。

○ 市税の納付実績があり、かつ滞納していない者 (法人、世帯全員)

○ 店舗に設置し、店舗で利用する備品であること。

○ 群馬県による「ストップコロナ!対策認定制度」を受けている者にあつては引き
続き認定要件を遵守し、受けていない者にあつては、「ストップコロナ!対策認定
制度」を受ける意思があること。

○ 宛先、購入品目、購入金額がわかる領収書を提出できること。

申請方法

申請書類及び必要書類を太田市役所 産業政策課へ直接提出

※申請書類は太田市ホームページに掲載。

産業政策課(本庁舎 5 階)、各行政センター、太田商工会議所、
太田市新田商工会にて配布。



(太田市ホームページ)

【申請・問い合わせ先】

〒373-8718 太田市浜町 2 番 35 号
太田市 産業環境部 産業政策課 商業係
TEL : 0276-47-1834
FAX : 0276-47-1881